

令和6年 第11回厚沢部町農業委員会総会議事録												
招集年月日	令和6年5月17日											
招集の場所	厚沢部町役場2階 第1会議室											
会議の日時	開 会		令和6年5月23日 午後 6時30分									
	閉 会		令和6年5月23日 午後 7時30分									
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名											
出席委員	職 名		氏 名		職 名		氏 名		職 名		氏 名	
	1番	会長	外 崎 明		7番	委員	下川部 和 宏		13番	委員	由 利 昭 人	
	2番	委員	吉 田 藍		8番	委員	川 口 豊		14番	委員	佐 藤 貴 彦	
	3番	委員	佐 藤 美登子		9番	委員	西 口 智 章					
	4番	委員	木 村 卓 也		10番	委員	奈 良 和 人					
	5番	委員	齋 藤 和 博		11番	委員	木 口 幸 弘					
	6番	委員	前 田 秀 幸		12番	委員	佐 藤 龍 也					
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係 谷 口 方 基											
議案説明のため出席した者 なし												
令和6年 月 日 上記のとおり、会議の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。												
会 議 録 署名委員	農委会長 8番 _____ 14番 _____ _____											

[illegible]

会 議 の 経 過	
事務局長	全員おそろいですので、これより、第 11 厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	仕事終わりで総会ですが、大変お疲れ様です。 天候にも恵まれて適度な雨も降り、最高な状態ではないかと思います。来週月曜日あたりまた雨天のようです。 それでは、夜の総会ということで、早速議事に入りたいと思います。よろしくお願いします。 日程第 1、出席者の報告。14 名出席です。 日程第 2、議事録署名委員の指名について、8 番、14 番お願いいたします。 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第 18 条第 6 項の規定により通知がありましたので報告します。 1 番 借主は鶉町の〇〇〇〇さん、貸主は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇-〇ほか 13 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 101,957 m²、契約期間は平成 12 年 6 月 22 日から平成 22 年 6 月 21 日までで、その後自動更新となっておりました。所有権移転に伴う解約です。 2 番 借主は富栄の〇〇〇〇さん、貸主は富栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は美和〇〇-〇、地目は公簿・現況ともに畑、面積は、4,981 m²、契約期間は平成 31 年 3 月 27 日から令和 11 年 3 月 26 日までの 10 年間でした。所有権移転に伴う解約です。
会長	解約ということで委員からの説明、質問・意見ありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	議案第 1 号 下記のとおり利用権設定のため農地法第 3 条の規定による許可申請があったので適否について意見を求めます。 1 番 譲受人は本町の〇〇〇〇さん、譲渡人は滝野の〇〇〇〇さん、土地の所在は滝野〇〇-〇番地、地目は公簿・現況ともに田、面積は 3,533 m²となっています。議案 7 ページ整理番号 7 番に記載しています、〇〇〇〇さん所有の滝野 150 と交換による所有権移転となっておりま
会長	説明が終わりました。補足説明願います。
佐藤(美)委員	事務局の説明にありました通り、土地の交換ということです。
会長	補足説明終わりました。質問・意見ありませんか。
委員	ありません。
会長	無ければ申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。 次に議案第 2 号農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。

会 議 の 経 過	
事務局	議案第2号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1 番 譲受人は新栄の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇-〇、地目は公募現況ともに畑。面積は5,812 m²、対価は10a あたり 100,000 円となっております。 2 番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇-〇ほか2筆、地目は公募現況ともに畑。合計面積は15,148 m²、対価は10a あたり 80,000 円です。 3 番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇-〇ほか6筆、地目は公募現況ともに田。合計面積は56,216 m²、対価は10a あたり 110,000 円です。 4 番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇-〇、地目は公募現況ともに田。面積は10,881 m²、対価は10a あたり 110,000 円です。 5 番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は相生〇〇-〇、地目は公募現況ともに記載のとおり。面積は23,221 m²、対価は10a あたり 48,000 円です。 6 番 譲受人は富栄の〇〇〇〇さん、譲渡人は富栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は美和〇〇-〇、地目は公募現況ともに畑。面積は4,981 m²、対価は10a あたり 80,000 円です。 7 番 譲受人は滝野の〇〇〇〇さん、譲渡人は本町の〇〇〇〇さん、土地の所在は滝野〇〇-〇、地目は公募現況ともに記載のとおり、面積は4,499 m²です。議案5ページ整理番号1番に記載しています、〇〇〇〇さん所有の滝野〇〇-〇と交換による所有権移転となっております。 8 番 譲受人は相生の〇〇〇〇さん、譲渡人は〇〇〇〇、土地の所在は共和〇〇-〇ほか11筆、地目は公募現況ともに記載のとおり、合計面積は254,767 m²、対価は10a あたり 57,770 円です。 9 番 譲受人は稲見の〇〇〇〇さん、譲渡人は〇〇〇〇、土地の所在は旭丘〇〇-〇ほか6筆、地目は公募現況ともに田、合計面積は30,738 m²、対価は10a あたり 137,350 円です。 10 番 譲受人は鶉の〇〇〇〇さん、譲渡人は〇〇〇〇、土地の所在は社の山〇〇-〇ほか7筆、地目は公募現況ともに記載のとおり、合計面積は135,911 m²、対価は10a あたり 田、畑ともに 61,000 円です。
会長	事務局の説明が終わりました。1 番から補足説明をお願いします。
奈良委員	〇〇〇〇さんが離農するということで、地続きで〇〇〇〇さんが購入するものです。単価 100,000 円と少々高めですが、双方合意の上での売買です。
会長	次、2 番をお願いします。
川口委員	先ほどもありましたが、〇〇〇〇さんが離農するということで、〇〇〇〇さんに話が来たそうです。条件的には畑が細かく会分かれているので、この単価になっています。
会長	次、3 番をお願いします。

会 議 の 経 過	
奈良委員	田ですけど、ものすごく条件がよくありませんけど、〇〇〇〇の裏手でどうしても自分の土地として使いたいということでこういう単価になりました。
会長	次、4 番お願いします。
奈良委員	〇〇〇〇さんも地続きになるということで、ここもあまり条件は良くないのですが、単価についても双方合意ということです。
会長	次、5 番お願いします。
佐藤(貴)委員	これも〇〇〇〇さんが離農する関係で〇〇〇〇さんが引き受けるという形になりました。畑で 48,000 円と少し安めですが、地図にもあるように山林も含めての価格ということでこうなっています。耕作面積としては 1 町 7 反と聞いています。
会長	次、6 番お願いします。
下川部委員	場所是中網～美和の橋から少し江差寄りで、国道からは高台になっていて見えないところですが、地主さんが高齢になったということで、賃貸していた〇〇〇〇さんに買ってほしいという話が来たそうです。
会長	7 番は先ほど話していただいた交換の話なので補足は必要ありません。 8 番 9 番 10 番、保有合理化で 5 年目を迎えたということで補足説明しません。 ということで、なにか質問・意見ありませんか。
委員	ないです
会長	無ければ申請通り許可してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	では、申請通り許可します。 次に、議案第 3 号農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。
事務局	第 3 号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。 1 番 借主は館町の〇〇〇〇さん、貸主は七飯町の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇-〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は 2,973 m ² 、契約期間は令和 6 年 5 月 24 日から令和 11 年 5 月 23 日までの 5 年間です。対価は 10a あたり 10,000 円です。 2 番 借主は館町の〇〇〇〇さん、貸主は新栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇-〇、ほか 1 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 6,336 m ² 、契約期間は令和 6 年 5 月 24 日から令和 11 年 5 月 23 日までの 5 年間です。対価は 10a あたり 10,000 円です。
会長	説明が終わりました。補足説明をお願いします。
西口委員	2 件とも同じ条件なので、一括で説明します。 〇〇〇〇さんが規模拡大したいということで、隣接している〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんと交渉し、双方合意の上で賃貸借となりました。
会長	補足説明終わりました。何か質問・意見ありませんか。
委員	ありません。

会 議 の 経 過	
会長	無ければ申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。
事務局	次に協議第1号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について事務局より説明をお願いします。 資料、別紙様式5の資料に基づいて説明いたします。 Ⅰ農業委員会の状況については、令和6年3月31日現在の農林業センサス等の事実記載となっておりますので、お読み取りください。 Ⅱ最適化活動の実施状況について、1の(1)③の実績の部分ですが、今年度の集積実績について記載しています。令和5年度の新規集積実績は110haで集積率は88.5%となっています。 (2)遊休農地の発生防止・解消については、現時点の遊休農地面積は0としております。 (3)の③、新規参入の実績については、令和5年度は0となっております。 27頁のⅢ、事務の実施状況については、総会の開催回数や、令和5年度の目標の二つ目の実施状況を記載しています。詳細については、資料にてお読み取りください。
会長	事務局の説明が終わりました。質問・意見ありませんか。
木村委員	最初の頁にある「基本構想水準到達者」とはなんですか。
事務局長	町の方で農業基盤強化基本構想というのを持っていて、そこで認定農業者になるための目標所得額というのを定めています。今、490万円ほどで設定していますが、認定農業者ではないけれども、なる見込みのある者という意味です。5年以内に到達するであろうという人です。
会長	あと何か聞きたいこととかありませんか。
委員	無ければよろしいですか。
会長	はい。
事務局	では、協議第2号 厚沢部町農業振興公社取締役の選任について、事務局より説明願います。 (有)厚沢部町農業振興公社の社外取締役について、現在は外崎会長、木口幸弘委員、佐藤龍也委員の3名となっておりますが、本来昨年7月の改選に伴い選任するところでした。改めてご協議願います。
事務局長	従来、下、館、鶉各地区から一人ずつなのですが、会長は鶉の方で出ているので、下と館から1名ずつ出していただければと思います。
会長	館地区、吉田藍代理、下地区、木口幸弘委員でどうでしょうか。
委員	異議なし。
会長	では、両委員よろしく願います。 以上で議案審議を終わりましたので、閉会致します。 ～了～